

# 宮城教育大学附属中学校いじめ防止基本方針

宮城教育大学附属中学校

## 1 はじめに

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・早期対応に取り組む。これらの取組には、適切かつ迅速に当たることとする。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・ すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 生徒がコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団作りを行う。
- ・ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・ 研究部（道徳・特別活動担当教諭）を中心に、道徳や学級活動等を活用し、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合い、自己肯定感を実感させる取組を計画的に行う。

② いじめの早期発見のための措置

- ・ 定期的な調査を隔月で実施する。またその他の必要な措置を講ずる。  
その結果を生徒指導主事は、いじめ対策委員並びに全教員に報告する。
- ・ 定期的な面談を年2回実施する。また必要な機会に面談を実施する。
- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- ・ 定期的に学年ごとや指導部の連絡会を実施し、教職員間で共通理解や指導支援の在り方の検討を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修会等を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラルや情報リテラシーに関する教室等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・ いじめ防止対策の校内組織の中核として、いじめ対策委員会を設置する。
- ・ いじめ対策委員会の規程については、別に定める。

② いじめに対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、すみやかにいじめ対策委員会委員長へ事実を報告する。いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に全教職員で行う。また、委員長は、必要に応じて委員会を開催し、対応策を検討しすみやかに対応する。
- ・ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、すみやかにいじめ対策委員会委員長へ報告する。
- ② 附属学校部いじめ防止等連絡協議部会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価・教員評価

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点について留意し、適正に自校の取り組みを評価する。

- ① いじめの有無やその多寡のみを評価しない。
- ② 実態把握の状況把握と目標等の立案、目標に対する具体的な取組状況と達成状況を評価する。
- ③ 組織的な取組と結果、改善と実施について評価する。

平成26年 3月31日 制定

平成28年 4月 1日 一部改正

# いじめ対策委員会規程

宮城教育大学附属中学校

## (設置)

第1条 深刻化するいじめ問題の実態を把握し、いじめの予防と解決のための総合的な対策の推進を図るため、宮城教育大学附属中学校いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 対策委員会は、次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講ずるものとする。

- (1) いじめ問題の総合対策の基本方針の策定や修正に関すること
- (2) いじめの実態把握に関すること
- (3) 学校と家庭、地域や関係諸機関との連携及び施策の調整に関すること
- (4) その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること

## (構成)

第3条 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は校長、副委員長は副校長をもって充てる。
- 3 委員は、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭をもって充てる。また、必要に応じて、該当担任やスクールカウンセラー等の専門家等の出席を求めることができる。
- 4 対策委員会は、委員長が招集し主宰する。

## (開催)

第4条 対策委員会は、必要な場合に開催する。

## (事務局)

第5条 対策委員会に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するために事務局を置く。

- 2 事務局は、指導部をもって充てる。
- 3 事務局長は、生徒指導主事をもって充てる。

## (関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めた場合に、対策委員会にPTAや地域、関係諸機関の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (その他)

第7条 この規定に定めるものの他、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めることとする。

付則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付則 平成28年4月1日一部改正。